

第12回企画専門調査会（平成17年11月7日）配付資料3 抜粋

項 目	リスク管理の現状等	リスク評価を行う上での留意事項	具体的なデータ等
<p>メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価について</p>	<p>(1) 国内の状況</p> <p><u>食品衛生法による措置</u> 法第9条において、特定疾病（伝達性海綿状脳症を含む）にかかった獣畜の肉等の販売等を禁止しており、牛海綿状脳症（BSE）発生国からの牛肉、牛臓器及びこれらを原材料とする食肉製品について、輸入禁止措置が講じられている。また、全ての国からの SRM の輸入を自粛するよう輸入業者に対して指導している。</p> <p><u>家畜伝染病予防法による措置</u> 法第37条において、輸出国の政府機関により発行された監視伝染病（伝達性海綿状脳症を含む）の病原体をひろげるおそれがない旨を記載した検査証明書等を添付したもの以外の輸入を禁じており、BSE 発生国からの偶蹄類、その肉等について、輸入禁止措置が講じられている。また、法第40条において、BSE 未発生国も含め肉骨粉等の輸入を停止している。</p> <p>(2) メキシコの状況</p> <p>情報源：欧州食品安全機関(EFSA)による地理的 BSE リスク評価(GBR 評価)報告 (2004年7月採択)</p> <p>特定危険部位(SRM)の除去 <u>SRM に関する禁止令なし。SRM は通常、ヒトの食用として消費されるが、フィードチェーンには入っていないと思われる。</u></p> <p>飼料規制(フィードバン) <u>2000年10月から、反芻動物への反芻動物由来肉骨粉の給餌を禁止。</u></p> <p>BSE 検査 <u>1996年終わりからアクティブサーベイランスを開始し、2003年までに2,047頭の検査を実施。</u></p>	<p>リスク評価を行う場合には、我が国における BSE 対策に係る食品健康影響評価（リスク評価）を参考にすれば、生体牛の BSE プリオンの蓄積度（感染率、蓄積量）については、生体牛、肉骨粉、動物性油脂の侵入リスク、飼料規制、高リスク牛の BSE 検査等に関するデータに基づき、また、食肉の BSE プリオン汚染度（汚染率、汚染量）については、生体牛の評価を踏まえ、SRM 対策、スタンニング、ピッシング、せき髄組織防止対策、と畜検査、トレーサビリティ等に関するデータに基づきことが想定される。</p> <p><u>これらのデータの収集及び整理に当たっては、リスク管理機関との連携・協力が不可欠である。</u></p> <p>SPS 協定によれば、牛肉の国際貿易については、動物の健康及び人獣共通感染症に関し、国際獣疫事務局（OIE）が作成した国際的な基準に基づいた衛生検疫措置をとることを推奨。BSE に関する国際基準は OIE の陸生動物衛生規約に定められており、この中でリスク評価の手法及びリスクカテゴリーに応じた輸入条件が規定されている。</p> <p>EFSA は、この OIE の規約に挙げられているリスク評価手法を考慮しつつ、各国の BSE のリスクを定性的に評価しているが、リスク評価にあたり、EFSA の GBR に関する意見書等が参考になると考えられる。</p> <p>リスク評価には、定性的手段と定量的手段の2つがある。しかし、科学的に不明な点が多い BSE のリスク評価のほとんどは定性的手段にならざるを得ない。</p>	<p>我が国における2005年度の牛肉輸入量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メキシコ 7,426t (1.6 %) ・チリ 2,680t (0.6 %) ・中国 37t (0.01%) ・総輸入量 458,104t <p>(資料：財務省「貿易統計」)</p> <p>輸入量には、冷凍肉、冷蔵肉に加え、煮沸肉、ほほ肉、頭肉を含む。 中国は口蹄疫発生国のため、中国からは日中両国の政府機関が指定する施設、基準により加熱処理されたもののみが輸入されている。</p> <p>EFSA による GBR 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メキシコ レベル (評価年：2004年7月) ・チリ レベル (2003年4月) (評価年：2005年6月) ・中国 未評価 <p>EFSA の GBR 評価は、申請のあった国に対し、質問票及びデータ要求文書を送付し、期限までに回答のあった国について評価を実施したものである。</p> <p>「地理的な地域又は国において BSE 因子の感染によって臨床症状を伴う又は前臨床段階にある牛の1頭若しくはそれ以上の存在性」を以下の4つのレベルに分け評価を行っているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル : 存在の可能性がほとんどない ・レベル : 存在しないようであるが、可能性も否定できない ・レベル : 存在するようであるが、確認されていないか、あるいは確認が極めて少ない ・レベル : 高いレベルで確認されている

注：内容は更新済み。ただし、下線は更新部分ではなく、重要と思われる部分に引いてある。

項 目	リスク管理の現状等	リスク評価を行う上での留意事項	具体的なデータ等
<p>メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価について</p>	<p>(3) チリの状況</p> <p>情報源：EFSAによるGBR評価報告(2005年6月採択)</p> <p>SRMの除去 SRMに関する禁止令なし。SRMは通常、ヒトの食用として使用される。</p> <p>飼料規制(フィードバン) 反芻動物由来肉骨粉について、2000年12月から反芻動物への給餌を禁止、2004年2月から哺乳動物への給餌を禁止。</p> <p>BSE検査について 1996年以降、大部分がパッシブサーベイランスで、2002年から若干のアクティブサーベイランスを開始した。しかし、リスク牛が対象ではない。</p> <p>(4) 中国の状況</p> <p>情報源：中国農業部畜牧獣医局によるBSEリスク評価(2000年)、農業部公告、獣医公報等</p> <p>SRMの除去について SRMに関する規則等なし。牛の脳などの食習慣はあるが、収集、加工する産業システムはない。</p> <p>飼料規制(フィードバン) 1992年6月から反芻動物由来肉骨粉の反芻動物への給餌禁止。2001年3月から動物由来肉骨粉の反芻動物への給餌禁止</p> <p>BSE検査について 1997年からパッシブサーベイランスを開始。2001年からはアクティブサーベイランスを行っており、2001年から2003年までに7,267頭、2004年に3,416頭の検査を実施。</p>	<p>なお、米国及びカナダ産牛肉及び牛の内臓に関するリスク評価については、「米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ないものの、輸出プログラムが遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクの差は非常に小さいと考えられる」という評価結果が2005年12月に決定された。</p>	<p>現時点では、各国のBSEステータスが決定されるまでの暫定措置として、EU域外国からの輸入について、以下のような条件を課している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル に該当する国 牛肉、牛肉製品の原料となる牛が当該国で生まれ、飼養され、と畜された旨を含む証明書の添付を義務付け。 ・レベル に該当しない国 以下を含む証明書の添付を義務付け。 <ul style="list-style-type: none"> ・ガス注入やピッシングを用いてと殺された牛由来でないこと ・機械回収肉が含まれないこと ・12か月齢以上の頭蓋(脳及び眼を含む)及び脊髄、24ヶ月月齢以上の脊柱(背根神経節を含む)、全月齢からの扁桃、腸管及び腸間膜が除去されること。 <p>OIEによるチリのBSE評価 2006年5月、OIEは第74回総会において、アイスランド、パラグアイ及びシンガポールとともに、チリを暫定清浄国として認める旨公表することを決議した。</p>